

（仮称）新スケート・カーリング場整備事業 実施方針

令和7年（2025年）11月13日
札幌市

—目次—

第1章 事業概要	3
1 事業名称	3
2 公共施設等の管理者の名称	3
3 事業の背景・目的	3
4 事業の内容	3
(1) 事業敷地及び事業対象施設	3
(2) 事業方式	3
(3) 事業期間	4
(4) 事業範囲	4
5 支払い条件	4
6 法令等の遵守	4
7 実施方針の変更	5
第2章 事業者の募集及び選定に関する事項	6
1 事業者の募集及び選定方法	6
2 選定委員会の設置及び評価	6
3 事業者の募集及び選定の手順	6
(1) 事業者の募集・選定スケジュール	6
(2) 募集及び選定の手続き等	7
第3章 入札参加者の参加資格要件	9
1 入札参加者の構成等	9
2 入札参加者共通の参加資格	9
3 入札参加者の業務別の参加資格	10
(1) 設計企業の参加資格要件	10
(2) 建設企業の参加資格要件	11
(3) 工事監理企業の参加資格要件	11
4 参加資格の喪失及び構成企業の変更	12
(1) 参加資格の喪失	12
(2) 構成企業の変更	12
第4章 事業提案の審査に関する事項	13
1 審査の内容	13
2 審査の方法	13
(1) 入札参加資格審査	13
(2) 提案審査	13
(3) 入札の中止等	13
3 提案審査書類の取り扱い	13
(1) 著作権	13
(2) 特許権等	13
第5章 その他事業の実施に関し必要な事項	14
1 議会の議決	14
(1) 債務負担行為	14
(2) 設計建設等請負契約	14
2 情報提供	14
3 本事業において使用する言語、通貨単位等	14
4 応募に伴う費用負担	14
5 問い合わせ先	14
別添資料1	15

用語の定義

用語	定義
本市	札幌市をいう。
本事業	本市が実施する（仮称）新スケート・カーリング場整備事業をいう。
実施方針	本資料をいう。
要求水準書（案）	実施方針と同時に公表する「（仮称）新スケート・カーリング場整備事業 要求水準書（案）」をいう。
本施設	本事業において設計・建設される建築物・設備・外構・駐車場等を総称していう。
新施設	本施設のうち、スケートリンク及びカーリングリンクを含む、新たに設計・建設される建築物・設備・外構・駐車場等をいう。
新スケート・カーリング場	本施設を構成する建築物のうち、スケートリンク・カーリングリンクを含む建築物をいう。
既存施設	本施設のうち、新施設建設に伴い設計・建設（解体含む）が必要となる「つどーむ」の一部（建築物・設備・外構・駐車場等）をいう。
敷地	本施設及びつどーむが立地する用地全体を指し、本事業の事業用地を含む約13 ha の範囲を指す。
つどーむ	敷地内に立地している札幌市スポーツ交流施設 コミュニティドーム（愛称：つどーむ）の総称とし、パークセンター棟、アリーナ棟及び外構等、当該施設を構成するすべてを含めていう。
設計・施工一括方式（DB方式）	公共が資金調達及び施設を所有し、施設の設計・建設を包括して事業者へ委託する事業方式をいう。
基本協定	本事業開始のための基本的事項に係る本市と落札者の間で締結される「新スケート・カーリング場整備事業 基本協定書」に基づく協定をいう。
基本協定書（案）	入札公告時に公表を予定する「（仮称）新スケート・カーリング場整備事業 基本協定書（案）」をいう。
契約	本事業の設計業務、建設業務、工事監理業務等及び付随する業務等の要求水準書に規定する業務に係る本市と落札者の間で締結される「（仮称）新スケート・カーリング場整備事業 設計建設等請負契約書」に基づく契約をいう。
設計建設等請負契約書（案）	入札公告時に公表を予定する「（仮称）新スケート・カーリング場整備事業 設計建設等請負契約書（案）」をいう。
入札参加者	本事業の入札に参加する企業グループをいう。
代表企業	入札時に入札参加者の代表を務める者をいう。
構成企業	入札参加者を構成する企業をいい、本市と協定及び契約を締結する者をいう。
事業期間	設計・建設期間をいう。
事業者	本事業を実施する者として選定された落札者をいう。

用語	定義
入札説明書等	本市が本事業の実施に際して入札公告時に公表する入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、様式集、基本協定書（案）、設計建設等請負契約書（案）、その他これらに付属又は関連する書類を総称して又は個別にいう。
入札説明書	入札公告時に公表を予定する「（仮称）新スケート・カーリング場整備事業 入札説明書」をいう。
要求水準書	入札公告時に公表を予定する「（仮称）新スケート・カーリング場整備事業 要求水準書」をいう。
様式集	入札公告時に公表を予定する「（仮称）新スケート・カーリング場整備事業 様式集」をいう。
落札者	本事業を実施する者として選定された入札参加者であり、本事業を実施する者をいう。
落札者決定基準	入札公告時に公表する「（仮称）新スケート・カーリング場整備事業 落札者決定基準」をいう。

第1章 事業概要

1 事業名称

(仮称) 新スケート・カーリング場整備事業

2 公共施設等の管理者の名称

札幌市長 秋元 克広

3 事業の背景・目的

札幌市では、「第2期札幌市スポーツ推進計画（令和6年（2024年）策定）」において、“スポーツの力でまちの未来を切り拓く”を基本理念に掲げ、この実現を目指し様々な取組を進めている。

基本理念の実現にあたっては、冬季の豊富な積雪や、自然環境を生かしたウインタースポーツの裾野拡大に向けた取組を重要な施策として位置付け、誰もが気軽にウインタースポーツを楽しむことができる環境の充実を目指すこととしている。

一方で、市民がウインタースポーツに取り組むうえで重要な施設であるアイスリンクについては、その多くが1972年の札幌オリンピック開催を契機に整備され、2030年頃に更新時期を迎えることから、アイスリンクの将来像及びその実現に向けて必要な対応を明らかにすることを目的に「札幌市アイスリンク基本構想」を令和6年（2024年）に策定した。

同構想において、美香保体育館については、今後も現在の機能を維持するため後継施設を整備することとし、続く令和7年（2025年）3月、新スケート・カーリング場整備における基本方針のほか、規模や機能、運営手法に関する基本的な事項を定めた「（仮称）新スケート・カーリング場整備基本計画」を策定した。

本事業は、これらの背景を踏まえ、民間事業者の技術的知見・能力を最大限に活用することで氷上競技の振興・裾野拡大を効果的に実現するため、新スケート・カーリング場の整備を行うものである。

4 事業の内容

(1) 事業敷地及び事業対象施設

本事業における事業敷地及び事業対象施設は以下のとおりとする。なお、詳細は要求水準書（案）による。

ア 事業敷地

所在地：北海道札幌市東区栄町885-1（スポーツ交流施設敷地）

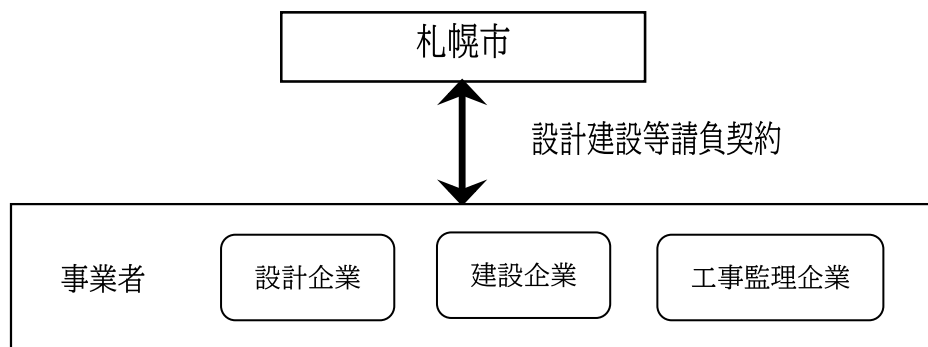
面積：133,329.19㎡

イ 事業対象施設

新スケート・カーリング場及びそれに付随する設備、外構、駐車場等

(2) 事業方式

本事業の事業方式は、本事業を実施する事業者が、施設の設計、建設及び工事監理に係る業務を一括で行う設計施工一括発注方式（DB方式）とする。



(3) 事業期間

本事業の事業期間は、契約締結日から令和12年（2030年）11月29日（金）までとする。

業務	期間
契約の締結	令和9年（2027年）2月
設計・建設期間	令和9年（2027年）4月～令和12（2030年）年11月
事業終了	令和12年（2030年）11月

※建設工事の着手は、令和10年（2028年）6月以降とし、かつ申請予定の交付金・補助金の交付決定後とすること

(4) 業務範囲

本事業の業務範囲は以下のとおりとする。

ア 設計業務

- (ア) 事前調査業務
- (イ) 什器備品計画の策定支援及び調達支援
- (ウ) 既存施設の改修設計業務
- (エ) 新施設の設計業務
- (オ) 本事業に伴う各種申請等の業務
- (カ) その他、これらの業務を実施するうえで必要な関連業務

イ 建設業務

- (ア) 既存施設の解体・撤去業務
- (イ) 既存施設の改修業務
- (ウ) 本施設の建設業務
- (エ) 本事業に伴う各種申請等の業務
- (オ) その他、これらの業務を実施するうえで必要な関連業務

ウ 工事監理業務

- (ア) 設計図書の内容の把握及び設計意図の伝達等
- (イ) 設計図書に照らした施工図等の検討及び確認
- (ウ) 工事と設計図書との照合及び確認
- (エ) 工事と設計図書との照合及び確認の結果報告等
- (オ) 業務報告書等の提出
- (カ) その他、これらの業務を実施するうえで必要な関連業務

5 支払い条件

本事業における契約金は、本市が定める支払限度額の範囲内において各年度に予定する業務の出来高に応じて支払うものとし、その想定は以下のとおりとする。なお、詳細は入札説明書にて示す。

年度	支払想定額
令和8年度	支払いなし
令和9年度	設計業務費のうち、基本設計費に相当する額
令和10年度	設計業務費の残額
令和11年度	建設費の30%を上限とする額
令和12年度	建設費の残額、及び工事監理費の全額

※建設費については、各年度の支払想定額の40%を上限に、前金払いも可能とする。

6 法令等の遵守

本事業の設計、建設及び工事監理の各業務（以下「各業務」という。）を遂行するにあたり、関連する法令、条例、規則等を遵守するものとする。

なお、各業務において遵守すべき具体的な法令等については、要求水準書（案）に定めるところによるものとする。

7 実施方針の変更

実施方針の公表後における事業者からの質問等又は本市内部での検討を踏まえて、実施方針は入札説明書公表までに内容を見直し、変更することがある。

実施方針の変更を行った場合、速やかにその内容を本市のホームページに掲載し公表する。

第2章 事業者の募集及び選定に関する事項

1 事業者の募集及び選定方法

本事業における事業者の募集及び選定については、競争性・透明性の確保に配慮したうえで、総合評価一般競争入札方式（地方自治法施行令第167条の10の2）によるものとする。

また、本事業は、WTO政府調達協定の対象となる事業であり、入札手続きは「札幌市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則」に基づいて実施する。

2 選定委員会の設置及び評価

落札者の選定にあたり、本市は、客観的な評価を行うために、有識者等からなる選定委員会を設置する。

なお、選定委員会は非公開とし、入札参加者が、委員会の委員に対し、落札者選定までに本事業に関連して接触した場合は失格とする。

3 事業者の募集及び選定の手順

(1) 事業者の募集・選定スケジュール

事業者の募集・選定スケジュール（予定）は、以下のとおりとする。

日 程（予定）	内 容
令和7年11月13日（木）	実施方針等の公表
令和7年11月13日（木）～ 令和7年11月25日（火）	実施方針等の公表に係る現地見学会及び個別対話の申し込みの受付
令和7年12月1日（月） 令和7年12月2日（火）	実施方針等の公表に係る現地見学会の実施
令和7年12月3日（水）～ 令和7年12月5日（金）	実施方針等の公表に係る個別対話の実施
令和7年12月11日（木）	実施方針等への質問等の受付締め切り
令和8年1月22日（木）	実施方針等への質問等に対する回答公表
令和8年4月上旬	入札説明書等の公表
令和8年4月	入札説明書等に関する質問等受付締め切り（1回目）
令和8年5月	入札説明書等に関する質問等に対する回答公表（1回目）
令和8年5月	入札参加資格審査書類等の受付締め切り
令和8年6月	入札参加資格審査結果の通知
令和8年6月	入札説明書等に関する個別対話の実施（1回目）
令和8年7月	入札説明書等に関する個別対話の実施（2回目）
令和8年7月	入札説明書等に関する質問等受付締め切り（2回目）
令和8年7月	入札説明書等に関する質問等に対する回答公表（2回目）
令和8年9月	提案書の受付締め切り
令和8年11月	提案書に関する事業者ヒアリング
令和8年11月	落札者の決定及び公表
令和8年11月	基本協定締結
令和8年12月	仮契約締結
令和9年2月	契約締結

(2) 募集及び選定の手続き等

ア 実施方針等への質問等の受付

実施方針等に関する質問等を以下のとおり受け付ける。

(ア) 受付期間：令和7年11月13日（木）～令和7年12月11日（木）午後3時

(イ) 受付方法：実施方針等に関する質問書及び意見書（様式1）に記入のうえ、添付ファイルにて「第5章5 問い合わせ先」まで電子メールにより提出すること。なお、受付期間外の質問等については回答しない。

電子メールで質問を送付後、「第5章5 問い合わせ先」まで質問書及び意見書の着信確認の電話を行うこと。なお、電話での着信確認の受付時間は、月曜日～金曜日（祝日を除く）午前8時45分～午後5時15分とする。

イ 実施方針等の公表に係る現地見学会の実施

実施方針等の公表に係る現地見学会を以下のとおり実施する。

(ア) 受付期間：令和7年11月13日（木）～令和7年11月25日（火）午後3時

(イ) 受付方法：実施方針等の公表に係る現地見学会申込書（様式2）に記入のうえ、添付ファイルにて「第5章5 問い合わせ先」まで電子メールにより提出すること。

電子メールを送信後、「第5章5 問い合わせ先」まで現地見学会申込書の着信確認の電話を行うこと。なお、電話での着信確認の受付時間は、月曜日～金曜日（祝日を除く）午前8時45分～午後5時15分とする。

(ウ) 実施日：令和7年12月1日（月）～令和7年12月2日（火）

実施場所、日時の詳細案内は、申込書の提出者へ個別に連絡する。

ウ 実施方針等の公表に係る個別対話の実施

実施方針等の公表に係る個別対話を以下のとおり実施する。

(ア) 受付期間：令和7年11月13日（木）～令和7年11月25日（火）午後3時

(イ) 受付方法：実施方針等の公表に係る個別対話申込書（様式3）に記入のうえ、添付ファイルにて「第5章5 問い合わせ先」まで電子メールにより提出すること。

電子メールを送信後、「第5章5 問い合わせ先」まで個別対話申込書の着信確認の電話を行うこと。なお、電話での着信確認の受付時間は、月曜日～金曜日（祝日を除く）午前8時45分～午後5時15分とする。

(ウ) 実施日：令和7年12月3日（水）～12月5日（金）

実施場所、日時の詳細案内は、申込書の提出者へ個別に連絡する。

エ 実施方針等への質問等に対する回答

実施方針等に関する質問等に対する回答は、質問者の特殊な技術やノウハウ等にかかわり、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、原則公開とする。令和8年1月22日（木）までに、本市のホームページに掲載し、公表する。

なお、本市は、提出のあった質問等のうち必要と判断した場合には、質問等の提出者に直接ヒアリングを行うことがある。

オ 入札説明書等の公表

入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、様式集、基本協定書（案）、設計建設等請負契約書（案）、その他これらに付属又は関連する書類（以下「入札説明書等」という。）を本市のホームページに掲載し、公表する。

カ 入札説明書等に関する個別対話の実施（計2回を想定）

入札説明書等に関する個別対話を実施する。実施方法等は入札説明書に示す。

キ 入札説明書等に関する質問等受付（計2回を想定）

入札説明書等に関する質問等を受け付ける。質問の方法等は入札説明書に示す。

- ク 入札説明書等に関する質問に対する回答の公表（計２回を想定）
入札説明書等に関する質問等に対する回答を公表する。回答の公表方法等は入札説明書に示す。
- ケ 入札参加資格審査書類等の受付及び入札参加資格審査結果の通知
本事業に参加しようとする事業者は、入札参加表明書及び入札参加資格審査書類を提出すること。
なお、入札参加表明書及び入札参加資格審査書類の提出方法、時期、その他必要な書類の詳細等については、入札説明書に示す。
入札参加資格審査結果については、各入札参加者の代表企業に対して通知する。
- コ 提案書の受付
入札参加資格審査通過者に対し、提案書の提出を求める。
提案書の提出方法、時期及び提案に必要となる書類の詳細等については、入札説明書に示す。
- サ 落札者の決定及び公表
提案内容及び価格を総合的に評価した結果、最も評価の高い者を落札者として決定し、通知するとともに、本市ホームページにおいて公表する。
- シ 基本協定及び契約締結
仮契約締結までの準備期間を考慮し、落札者決定後速やかに協議等を行い、本市と落札者は基本協定を締結する。
基本協定締結後速やかに、本市は落札者との間で仮契約を締結し、契約の締結に関する本市市議会の議決を経て、契約締結とする。
- ス 契約の形態
基本協定及び契約は、本市と事業者となるすべての構成企業との間で締結する予定である。

第3章 入札参加者の参加資格要件

1 入札参加者の構成等

入札参加者の構成等は、以下のとおりとする。

- (1) 入札参加者は、複数の企業から構成される企業グループであることとし、設計業務を実施する企業（以下「設計企業」という。）、建設業務を実施する企業（以下「建設企業」という。）、工事監理業務を実施する企業（以下「工事監理企業」という。）から構成されるものとする。
- (2) 入札参加者は、全ての構成企業の名称、本店の所在地、本事業の遂行上果たす役割等を明らかにするものとする。また構成企業のうち、建設企業から1者を代表企業と定めることとし、代表企業は、応募手続や落札者となった場合の契約事務を含め、本市との調整・協議等における役割を担うほか、本事業に係る入札参加者と関連する企業の全ての調整等の責任を負うこととする。

2 入札参加者共通の参加資格

入札参加者の構成企業は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続の開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続の開始の申立てがなされていない者であること。（手続開始の決定後、市長が別に定める手続に基づき入札参加資格者名簿の登録を受けている者は除く）
- (3) 法人税、消費税、法人事業税、法人都道府県民税及び地方消費税を滞納している者でないこと。
- (4) 入札参加表明書の提出期限の日から落札者の決定の日までの期間に、札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成14年4月26日財政局理事決裁）に基づく参加停止の措置を受けていない者であること。
- (5) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号。以下本項目において「条例」という。）に基づき、次に掲げる者でないこと。
 - ア 役員等（入札参加者の役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者その他経営に実質的に関与しているものをいう。以下同じ。）が、暴力団（条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者
 - イ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められる者
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

- (6) 同一の入札参加者により複数の提案をしていないこと。
- (7) 他の入札参加者の構成企業と資本金面（※１）又は人事面（※２）において一定の関連のある者でないこと。
 （※１）当該企業等の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資を行っている者。以下同じ。
 （※２）代表権を有する役員が当該企業等の代表権を有する役員を兼ねている者。以下同じ。
- (8) 本事業に関する「（仮称）新スケート・カーリング場整備事業者選定アドバイザー業務」の受託者及びその協力会社である、株式会社長大及びはぜのき法律事務所並びにこれらの者と資本金面又は人事面において一定の関連のある者でないこと。
- (9) 選定委員会の委員が属する企業又は当該企業と資本金面又は人事面において一定の関連のある者でないこと。

3 入札参加者の業務別の参加資格

入札参加者の構成企業は、それぞれ次に掲げる要件を全て満たすこと。なお、複数の業務に係る要件を満たす者は、当該複数業務を実施することができるが、建設業務と工事監理業務は、同一の企業、又は資本金面又は人事面において一定の関連のある者同士が実施してはならない。

なお、各企業の参加資格要件にて規定される、札幌市競争入札参加資格者名簿に登録されていない者でこの入札に参加しようとする者は、入札参加表明書の提出期限日の前日から起算して10日前の日までに競争入札参加資格審査を申請すること。

※申請先 札幌市財政局管財部契約管理課

住 所：〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎14階

電話番号：011-211-2152

(1) 設計企業の参加資格要件

設計企業は、以下に示すア～エの全ての要件を満たすこと。ただし、複数の者で実施する場合は、少なくとも一者が以下のア～エの全ての要件を満たし、その他の者は、ア及びウの要件を満たすこと。

ア 令和7・8年度札幌市競争入札参加資格者名簿（大分類「建設関連サービス業（建築設計・監理業）」）に登録されていること。

イ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所登録を行っていること。

ウ 設計企業と入札参加表明書の受付日から起算して過去3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があり、一級建築士である管理技術者（設計業務の技術上の管理等を行う者をいう。）を配置できること。

エ 以下に示す(ア)及び(イ)の要件を満たす業務について元請として履行実績を有すること。ただし、下記(ア)と(イ)の要件は、それぞれ別の業務実績によるものでもよい。なお、当該履行実績は平成23年4月1日以降に業務が完了し、引き渡しが進んでいるもの（共同企業体により履行した業務を含む。）であること。

(ア) 延床面積5,000㎡以上を有するアイスリンク、アリーナ、体育館、その他これらに類する屋内スポーツ施設の新築工事に係る実施設計

(イ) 寒冷地（※）における公共施設の新築工事に係る実施設計

※「寒冷地」とは、「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等に係る事項（最終改正：令和6年6月28日国土交通省告示第975号）別表第10」に示される「地域の区分1」～「地域の区分3」を指す。以下同じ。

(2) 建設企業の参加資格要件

建設企業は、以下に示すア～エの全ての要件を満たすこと。ただし、複数の者で実施する場合は、少なくとも一者が以下のア～エの全ての要件を満たし、その他の者は、ア～ウの要件を満たすこと。

ア 令和7・8年度札幌市競争入札参加資格者名簿に工種「建築」で登録しており、当該工種登録の際に客観的事項について算定された点数（客観的評定）が1,200点以上であること。

イ 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定に基づく建築一式工事に係る特定建設業の許可を受けていること。

ウ 建設業法第26条に基づく監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）を、工事期間中において専任かつ常駐で適切に配置すること。なお、配置する監理技術者等は以下に示す全ての要件を満たすものとし、事業者選定後の変更は原則として認めない。

(ア) 配置する監理技術者等は、一級建築施工管理技士、一級建築士、又は建設業法第15条第2号ハの規定による認定を受けた者であること。

(イ) 建設工事業に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有し、入札参加表明書の受付日から起算して過去3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること

エ 以下に示す(ア)及び(イ)の要件を満たす工事について元請として施工実績を有すること。ただし、下記(ア)と(イ)の要件は、それぞれ別の施工実績によるものでもよい。なお、当該施工実績は平成23年4月1日以降に工事が完了し、引き渡しが行われているもの（共同企業体により施工した工事で、出資比率が20%以上であるものを含む。）であること。。

(ア) 延床面積5,000㎡以上を有するアイスリンク、アリーナ、体育館、その他これらに類する屋内スポーツ施設又は500席以上の観客席を有する劇場、演芸場、観覧場等の建物の新築工事

(イ) 寒冷地における公共施設の建物の新築工事

※ただし、複数の者で実施する場合は、以下のとおりとする。

代表企業：上記(ア)、(イ)の要件

その他の者：上記(イ)の要件

(3) 工事監理企業の参加資格要件

工事監理企業は、以下に示すア～エの全ての要件を満たすこと。ただし、複数の者で実施する場合は、少なくとも一者が以下のア～エの全ての要件を満たし、その他の者は、ア及びウの要件を満たすこと。

ア 令和7・8年度札幌市競争入札参加資格者名簿（大分類「建設関連サービス業」）に登録されていること。

イ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所登録を行っていること。

ウ 工事監理企業と入札参加表明書の受付日から起算して過去3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があり、一級建築士である工事監理技術者（建築基準法第5条の6第4項の規定による工事監理者をいう。）を配置できること。

エ 以下に示す(ア)及び(イ)の要件を満たす業務について元請として履行実績を有すること。ただし、下記(ア)と(イ)の要件は、それぞれ別の業務実績によるものでもよい。なお、当該履行実績は平成23年4月1日以降に業務が完了し、引き渡しが行われているものであること。

(ア) 延床面積5,000㎡以上を有するアイスリンク、アリーナ、体育館、その他これらに類する屋内スポーツ施設の新築工事の実施設計又は工事監理

(イ) 寒冷地における公共施設の新築工事の実施設計又は工事監理

4 参加資格の喪失及び構成企業の変更

(1) 参加資格の喪失

入札参加者が、入札参加表明書の提出期限の日から落札者決定日までに、参加資格要件を満たさなくなった場合は、原則として当該入札参加者の参加資格を取り消す。

ただし、構成企業のうち、1ないし複数の者が参加資格を喪失した場合において、以下のア、イに記載するいずれかの要件を満たしたうえで、入札参加者の再編成を本市に申請し、提案書の受付締め切り日までに本市が認めたときは引き続き有効とする。

なお、以下のア、イいずれかに該当する場合であっても、代表企業が参加資格要件を喪失したときは、当該入札参加者の参加資格を取り消す。

ア 参加資格を喪失しなかった者（以下「残存企業」という。）のみで本実施方針に定める入札参加者の参加資格要件を満たし、かつ、残存企業の中から参加資格を喪失した者（以下「喪失企業」という。）が行う予定であった業務を代替する者を特定したうえで、残存企業のみで入札参加者を再編成するとき

イ 喪失企業と同等の能力・実績を持ち、かつ、入札参加者の参加資格要件を満たす者を新たに構成企業として加え再編成するとき

(2) 構成企業の変更

入札参加表明書提出以降、入札参加者の構成企業の変更は原則として認めない。ただし、提案書の受付締め切り日まで間に特段の事情があると本市が認めた場合は、この限りではない。

第4章 事業提案の審査に関する事項

1 審査の内容

審査は、入札参加資格審査と提案審査の二段階に分けて実施する。

なお、提案の評価基準、提案書の提出方法、提出時期及び提出書類の詳細等については、入札説明書等において提示する。

2 審査の方法

(1) 入札参加資格審査

入札参加資格者が基本的な参加資格要件及び各担当業務の参加資格要件を満たしているか審査する。満たさない場合は失格とする。

(2) 提案審査

入札参加資格審査を通過した者から提出された入札提出書類について、落札者決定基準に従い、基礎審査（提案書類における要求水準の達成の確認）を行う。その後、基礎審査を通過した入札参加者の提案内容について、定量的評価及び定性的評価を行い、最優秀提案者を決定する。評価方法の詳細や評価の視点については、入札説明書等で提示する。

(3) 入札の中止等

競売入札妨害又は談合行為の疑い、不正又は不誠実な行為等により入札を公正に執行できないと認められるとき、又は競争性を確保し得ないと認められるときは、入札の執行延期、再入札公告又は入札の中止等の対処を図る場合がある。この場合、本市は速やかにその旨を本市ホームページにおいて、公表する。なお、この場合であっても入札の準備に要した費用は入札参加者の負担とする。

3 提案審査書類の取り扱い

(1) 著作権

入札参加者から提出された提案書の著作権は、入札参加者に帰属する。ただし、本市が札幌市情報公開条例（平成11年条例第41号）に基づき応募内容を公表する場合、その他本市が必要と認める場合、落札者として選定された入札参加者の提案書の一部又は全部を無償で使用でき、また、落札者決定結果の公表に必要な範囲でその他の入札参加者の提案書の一部を無償で使用できるものとする。なお、提出を受けた書類は一切返却しない。

(2) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令等に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法等を使用した結果生じた責任は、入札参加者が負うものとする。

第5章 その他事業の実施に関し必要な事項

1 議会の議決

本市は、事業の実施にあたり、以下の(1)及び(2)について議会の議決を必要とする。なお、議案の否決や修正により、本事業の実施が不可能となった場合には、本事業を中止又は変更する場合がある。

(1) 債務負担行為

本事業の入札公告までに、債務負担行為の設定を行う。

(2) 設計建設等請負契約

本事業の着手前に契約を締結する。

2 情報提供

本事業に関する情報は、適宜、本市のホームページに掲載し公表する。

3 本事業において使用する言語、通貨単位等

本事業において、使用する言語は日本語とし、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

4 応募に伴う費用負担

応募に伴う費用は、すべて入札参加者の負担とする。

5 問い合わせ先

実施方針等に関する問い合わせ先は、以下のとおりとする。

札幌市スポーツ局スポーツ部スポーツ都市推進課（施設整備担当） 住所：〒060-0002札幌市中央区北2条西1丁目1番地70REビル9階 電話番号：011-211-3077 電子メールアドレス：sports-shisetsuseibi@city.sapporo.jp

別添資料 1

リスク分担表（案）

[リスク分担（案）凡例：○主たるリスクの負担者、△従たるリスクの負担者]

■共通

リスク項目		No	リスク内容	リスク分担	
				本市	事業者
入札説明書等リスク		1	入札説明書等の各種公表文書の誤りや本市の理由による変更に関するもの	○	
制度関連 リスク	法令変更 リスク	2	本事業に係る根拠法令の変更、新たな規制立法の成立など	○ ※1	
		3	本事業のみならず、広く一般的に適用される法令の変更や新規立法		○
	税制変更 リスク	4	消費税及び地方消費税に関する変更	○	
		5	本事業に直接影響を及ぼす税制の新設及び変更	○	
		6	上記以外の税制の変更等		○
	許認可等 リスク	7	事業管理者として本市が取得すべき許認可の遅延	○	
		8	業務の実施に関して事業者が取得すべき許認可の遅延		○
	政策変更 リスク	9	政策変更（事業の取りやめ、議会の否決、その他）等による事業への影響	○ ※2	
		10	事業者の事由による議会の否決		○
社会 リスク	住民対応 リスク	11	整備及び事業方針に関する住民反対運動、訴訟、要望などへの対応	○	
		12	事業者が行う調査、施工等に関する近隣住民の訴訟、苦情、要望などへの対応		○
	環境 リスク	13	事業者が行う業務に起因する環境問題（騒音、振動、臭気、有害物質の排出など）に関する対応		○
	第三者賠償 リスク	14	事業者の行う業務に起因する事故などにより第三者に損害を与えた場合		○
		15	本市の責任により生じた事故で第三者に与えた損害の賠償	○	
不可抗力リスク		16	想定以上の暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、地滑り、落盤、落雷などの自然災害、及び、疫病、戦争、暴動その他の人為的な事象による建築・設備等の損害によるもの	○ ※3	△ ※3
経済 リスク	資金調達 リスク	17	本市が調達する必要な資金の確保に関するもの	○	
		18	事業者が調達する必要な資金の確保に関するもの		○
	物価変動 リスク	19	事業期間中における一定の範囲を超える物価変動に伴う事業者の費用の増減	○ ※4	○ ※4

■設計・建設段階で発現したリスク

リスク項目		No	リスク内容	リスク分担	
				本市	事業者
測量・調査リスク		20	事業者が実施した測量、調査等に不備があった場合		○
		21	事業者が実施した測量、調査の結果、敷地や構造等に想定し得ない重大な欠陥が発見された場合等	○	
計画 リスク	設計リスク	22	事業者が実施した設計に不備があった場合		○
	計画変更 リスク	23	本市の要望による設計条件の変更等を行う場合	○	
工事 リスク	工事費増加 リスク	24	事業者の責めに帰すべき事由による工事費の増加		○
		25	本市の責めに帰すべき事由による工事費の増加	○	
	工期遅延 リスク	26	事業者の責めに帰すべき事由により、契約期日までに供用できない又は工事が完了しない場合		○
		27	本市の責めに帰すべき事由により、契約期日までに供用できない又は工事が完了しない場合	○	
	設備損傷 リスク	29	工事により既存の設備が損傷した場合		○
	施設損傷 リスク	30	工事により施設が損傷した場合		○
工事監理リスク		31	工事監理の不備により施工内容、工期などに不具合が発生した場合		○
要求性能未達リスク		32	工事完了後、本市の検査で要求性能に不適合の部分、施工不良部分が発見された場合		○

【注釈】

- ※1 本事業に直接関係する法令の改正等については、基本的に本市が負担するが、事業者においても、法令の改正等に適合させるための一定の努力を義務づけるものとする。
- ※2 政策変更（事業の取りやめ、その他）等による事業への影響により、事業者に追加費用が発生した場合、その費用は本市が負担するものとする。
- ※3 不可抗力事由により、本市に追加費用その他損害が発生した場合、本市は事業者に損害賠償請求を行わないこととし、事業者に追加費用その他損害が発生した場合又は、第三者に損害が発生し本市又は事業者において当該第三者に対して責任を負うべき場合は、一定の金額までを事業者の負担、それを超えるものについては本市の負担とする。より詳細な負担方法については、設計建設等請負契約書に示す。
- ※4 契約期間中における賃金又は物価の著しい変動に対応するため、スライド条項を適用する。その具体的な適用条件、手続き、及び契約価格改定の起算日等の詳細については、本事業において別途定める設計建設等請負契約書に示す。